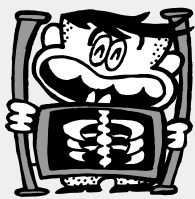


保健のコーナー

21日から結核検診始めます



結核検診が8月21日から各地区で行われます。検診日は配布された日程表をご覧ください。通知書は、4月1日現在で18歳以上の方に配布しましたが、検診実施期間中に18歳になる方や、職場などで検診がない方も

受診することができますので、直接会場へお越しください。結核検診は、結核予防法により年1回の受診が義務付けられています。通知書が届いた方は、日時と場所を確かめて忘れずに受診してください。なお、病院や職場で受診した方や出稼ぎなどで不在の方は、通知書の受診しない欄に理由を書いて、検診会場か役場保健福祉課まで届けてください。

▷問い合わせ 役場保健福祉課（☎82-3111内線161）へどうぞ。

宮古で生活習慣病予防教室

県立宮古病院では、生活習慣病予防教室を開催します。医師による講話のほか、栄養相談や血圧測定などを行います。どなたでも参加できますのでお気軽にご来場ください。

▷日時 9月4日(木) 午後1時半～

▷場所 県立宮古病院2階大会議室

▷内容 「子宮がんの話」「乳がんの話」

▷問い合わせ 県立宮古病院栄養管理室（☎62-4011内線2040）へどうぞ。

精神保健福祉教室に参加を

宮古保健所では、「家族のための精神保健福祉教室」（全4回）を開催します。参加を希望する方はお申し込みください。

▷期日と内容 9月30日…「病気の理解と治療について」 10月30日…「接し方のポイントについて」 11月21日…「社会資源について」 12月12日…「家族の活動について」

▷時間 午後1時15分～（11月21日は午前10時15分～）

▷場所 宮古保健所（11月21日は援護寮みやこ）

▷対象 統合失調症の方がいるご家族

▷申込先・問い合わせ 9月10日までに宮古保健所（☎64-2218）へどうぞ。

散歩の際は、ビニール袋とシャベルを持参しましょう／佐々木末吉さん・豊間根・68歳と愛犬のユウ



愛犬家として最低限のルールは守ってほしい

— 一條 かおるさん
（飯岡・31歳）



去年の11月から犬（愛犬のやん・2㍻）を飼っています。1日2回、散歩に連れていきますが、その際には犬がふんをした時に後始末をするためのビニール袋を欠かさず持ち歩いています。後始末をしっかり行っている方もたくさんいますが、時々路上に放置されたふんを見掛けます。同じ愛犬家として、とても残念に思います。飼い主としての最低限のルールは守ってほしいですね。

年一回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

捨て犬・猫は「犯罪」
世話が大変、かわいくなかった——などの理由で安易にペットを捨てる身勝手な飼い主も、依然として後を絶ちません。今年六月から七月にかけて、生まれて間もない五匹の子猫が段ボール箱に入れられ、捨てられているのが二件ありました。このような子猫は宮古保健所に引き渡され、およそ一週間の管理期間を経ることになり、この期間内に飼い主が現れなければ「処分」されてしまいます。昨年度、宮古管内で宮古保健

所に引き取られた犬や猫は七百三十四頭。そのうち本町分が百八頭で、ほとんどが処分されました。
なお、平成十二年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が一部改正され、動物の殺傷などの虐待、遺棄などに対する罰則が強化されています。
ペットは縫いぐるみとは違います。与えられた命を一生懸命生きようとしています。飼い主には、そのペットの命を大切にし、生涯面倒を見る責任があります。ペットを飼おうとする人は、飼う前に責任をもって飼えるかどうか、家族で話し合ってから飼うようにしましょう。



ペットは家族や友人同様かけがえのない存在。マナーを守った飼い方を心掛けましょう（左から一條諒くん・2歳、愛犬のやん、みどりちゃん・6歳、なるみちゃん・3歳＝飯岡＝）

ペットは「社会」の一員です 守ろう 飼い主のマナーと義務

犬や猫などのペットは、わたしたちの心を癒やし喜びや安らぎを与えてくれます。そして、時には生きていくうえで心の支えにもなる大切な存在。しかし一方で、騒音や悪臭などペットの飼い方をめぐるトラブルも絶えません。安易にペットを捨てたりいじめたりする事例も増えています。ペットを飼っている人は、今一度、周囲に迷惑を掛けていないか点検し、マナーを守った飼い方を心掛けましょう。

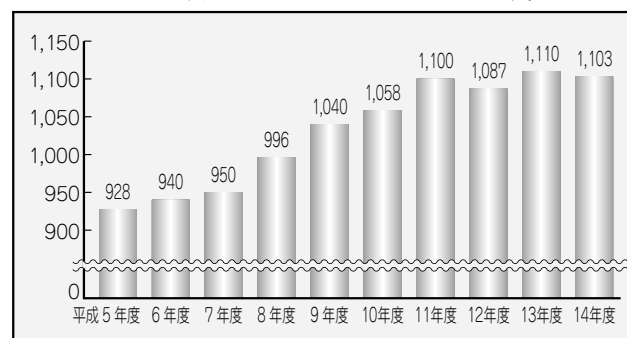
犬や猫などのペットを飼う家庭が多くなっています。最近ではペットというより、人生のパートナーとして、家族や友人同様、かけがえのない存在としてペットに接する人も多く、今やペットも立派な「社会」の一員でもあります。

犬のふんは持ち帰ろう

町に寄せられる苦情で多いのが道路や公園などのふんの不始末です。

町では、犬の登録や狂犬病予防巡回注射の際に、犬の飼い主にチラシを配布したり、要望があれば看板を設置したりするなど、ふん害対策に取り組んでいます。しかし、犬のふんを持ち帰らないなどのマナーを守らない飼い主がいまだに見受けられます。散歩する時は、ビニール袋やシャベルを持参するなど、犬のふんは責任を持って持ち帰

♠ 町の犬の登録数 （単位：頭）



りましょう。

犬や猫がふんをしたり、鳴いたりして迷惑を掛けるのは、決してペットたちに責任があるわけではありません。きちんと世話をできない飼い主に責任があります。そこで飼い主がペットを正しく飼うために心掛けなければならぬこととして、えさの世話や健康管理はもちろん、トイレのしつけ、ふん尿の後始末、繁殖を希望しない場合の避妊・去勢処置なども飼い主の務めです。

なお、犬を飼う場合は「狂犬病予防法」により、犬を取得した際の登録（一生一回）と、